

議 事 録

件 名	第 1 4 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 4 年 8 月 7 日（火）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市民会館 2 階 小会議室
会議内容 (質問等)	<p>○会長挨拶</p> <p>会 長： それでは定刻となりましたので、第 1 4 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を始めたいと思います。リーダー会議でまとめながら皆さんのご意見をさらに聞いてまとめる作業も中盤くらいになり、あと何回かで一巡出来るのではないかと考えております。皆さんと本当に慎重に審議し、しっかり時間を掛けてやって行きたいと思います。何とか頑張って次世代に繋げる条例をしっかり作りたいたと思いますのでご協力お願い申し上げます。</p> <p>○資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： 前回の議事録が手元にあると思います。今日は第 3 章貴重な自然景観等の保全・育成という部分からです。青い字の部分が皆さんからご意見を頂いたところです。それでは第 3 章貴重な自然景観等の保全・育成という事で進めて参りたいと思います。第 1 節景観自然遺産の認定等という事で第 1 0 条は当初このようになっておりました。皆様からの意見等という事で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者や地区住民に対する配慮や認定解除についての規定も条例に盛り込むべきである。 ・良好な土地を保全指定する場合、所有者に対して市や市民が働きかける努力が必要である。 ・指定する前に市民の思いなどを普及活動しなければならないという文言も入れた方が良い。 ・眺望が優れている場所には人工の物を作らない。 <p>というご意見を頂きましたので、リーダー会議で話し合った結果、第 7 項と第 8 項を追加しました。まず市民会議検討資料、この厚い資料ありますか。それから第 1 3 回市民会議（条例案）検討資料全 1 5 ページは手元にございますか。今言ったとおり 7 項と 8 項が追加されている事になりますが、それは皆さんの意見を頂いて追加された事であります。それから認定という表現を指定にした方が良いのではないかとこの事で意見を頂いています。8 項では認定となっていますので、指定にした方が良いでしょう。それから市民等は、市長に直接提案するのではなく推進会議に提案して、推進会議で検討後、推進会議から市長に指定について要請した方が良いのではないかという事で、このようにリーダー会議修正案として出しました。何か議題になった事はリーダー会議ではありましたか。</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>A 委員： そうですね。ここでは素案の方に所有者の同意あるいは指定を解除する時の規定が無いという事で、リーダー会議修正案として7項と8項にそれを入れている訳ですけども、ある一定の期間を経て、さらに景観・自然遺産としての価値を有しているのかどうかという見直しについて、例えば5年毎にそういったものを分析するという事もひょっとしたら必要なのかなというお話は出ていました。元々遺産ですから変わってはいけないのですけれども、そういった場合があるかもしれませんので、ある一定期間ごとの見直しというところは必要になってくるのかなというお話は出ていましたけれども、条例の中に入れるという事では無かったかと思えます。</p> <p>会 長： ありがとうございます。リーダー会議からはそういうお話があったという事です。皆さんの意見をまとめた形で項目を2つ追加したという形です。どうでしょうか。何かご意見はございますか。足りない部分等のご意見がございましたらお願いします。</p> <p>A 委員： 意見等のところの2番と3番に関してですが、それらについてはリーダー会議の修正案で全く触れられてないのですが。</p> <p>会 長： 2番目ですね。良好な土地を保全指定する場合、所有者に対して、市や市民が働きかける努力が必要。指定する前に、市民の思いなどを普及活動しなければならないという文言を入れた方が良く、という事ですがどうでしょうか。リーダー会議でもあまりお話が出なかった部分だと思います。</p> <p>A 委員： 具体的にどういう事かというのを理解する事が先だと思います。これは景観・自然遺産の制度に関する思いという事なのではないでしょうか。それとも指定される場所についての思いなのではないでしょうか。</p> <p>会 長： 前回までの議事録に、そのような意見の記述はありますか。</p> <p>事務局： こちらの方で探しておきます。</p> <p>会 長： この件は置いてよろしいですか。次に第11条に進みますがよろしいでしょうか。皆さんの意見は無かったようですが、リーダー会議修正案として、※印の部分の土地所有者の同意、指定の変更・解除についての記載が前条と同じように必要ではないのかという事と、市民等は自分達の住んでいる地区等を主体的に提案し、推進会議はモデル地区としてはどうかという地区について客観的に提案するというイメージになるのではないのかという事でした。修正案の2項目の市民等または推進会議という部分を分けるようなお話をリーダー会議でしませんでしたか。</p> <p>A 委員： リーダー会議修正案の2項の「市民等又は推進会議は、モデル地区の指定について市長に求めることができる。」とありますけれども、これを市民は市長に求めるという事ではなくて、推進会議の方に提案出来るというふうにしたいという事です。それは第10条第2項と同じように、「市民等は景観・自然遺</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>産の指定について推進会議に提案することができる。」とあります。これと同じようにモデル地区の指定についても市長に直接求めるのではなくて推進会議に求めるという事です。推進会議はそれを市長に求めるという事で、このモデル地区もそうですし、次の眺望ポイントの指定についても全て同じような仕組みにするという事です。その次の保護樹の指定についても同様です。</p> <p>会 長： 第12条、第13条も同じような形にしたらどうかという事ですか。</p> <p>A 委員： それがリーダー会議の提案です。</p> <p>会 長： 第11条、第12条、第13条については皆様のご意見は特別無かったようなのですけれども、リーダー会議の中で横並びに見た時に、同じようにした方が良いのではないかという意見を出してみました。市長に直接提案するのではなくて、一度推進会議で受けましょうという事です。この事についてはどうでしょうか。色んなご意見を多分頂くであろうという事で、直接市長ではなくて、一度推進会議で受けると混乱しないのではないかという事です。モデル地区の指定とか眺望ポイントとかになると個人的なご意見も多いかもしいないので、一度推進会議で受けてという事だったと思います。</p> <p>B 委員： 第10条、第11条、第12条で、今お話されているように、その解除に至るまで載せるという事について、私は素人でわからないのですが、そうすれば仮に何々の指定と解除とはならないのでしょうか。指定だけで良いのですか。解除の部分はその指定の後に付く事だから、例えば眺望ポイントであれば、眺望ポイントの指定および解除というか、そういうふうに見出しのところに両方書かなくて良いのですか。わからないのでお聞きしたいのですが、おそらく必要無いから書いていないとは思いますが、そう書いてあると素人でも指定とその後の解除もあり得ると理解しやすいと思ったのですが。</p> <p>会 長： 最初第10条でいうと6番までしかなくて、解除の事を謳っていなかったのですが、それだけだと片手落ちではないかという事で、解除のお話を付記しましたが、見出しまでは修正していませんでした。どうなのでしょう。</p> <p>事務局： 例えば指定に「等」を付けて、「指定等」として全て含めるようなやり方もあるかとは思いますが、今後また関連事項が追加される可能性もありますので、まとめの時に考えなければならないと思いますが、ご意見としてはおっしゃるとおりだと思います。</p> <p>会 長： この辺は括弧書きについて、ご意見を頂いたという事で、最終的に載せるのか、等という事にするのか、他に追加される部分も出てくるので、そここのところは議事録にしっかり載せておきますのでよろしく願います。後、何か気がついた点はございませんか。景観・自然遺産、モデル地区の指定についてですが、自分の地区をイメージした場合、どんなところが指定されるのでしょうか。第12条、第13条も含めてなのですが、推進会議で一度受けるという事でよろしいのでしょうか。先に進みますがおかしい点が出て来たら言って下さ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>い。続いて第12条眺望ポイントの指定についてです。これも同じように、解除の事や、市長ではなくて推進会議で受けましょうという事にしました。まずは読みますね。</p> <p>(眺望ポイントの指定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市長は良好な景観を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定することができる。 2. 市民等は、眺望ポイントの指定について推進会議に提案することができる。 3. 推進会議は、眺望ポイントの指定について市長に求めることができる。 4. 市長は、眺望ポイントの指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければならない。 5. 市長は、第1項の指定基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければならない。 6. 市長は、眺望ポイントを指定したときは、公表しなければならない。 7. 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の指定を解除することができる。 8. 市長は、眺望ポイントの指定を変更したり、解除したりするときにも、第4項と第6項に定められた手続きをしなければならない。 <p>という事になりました。眺望ポイントについては、どのようなお話が出ましたでしょうか。</p> <p>A 委員： 眺望ゾーンについてではなく、眺望ポイントについてでしょうか。</p> <p>会 長： 第10条の中では眺望が優れている場所には人工の物は作らないという内容の意見を頂きました。ここの眺望の所にも該当するかどうかは分かりませんが建造物等はない方がよいよねという意見があったと思います。ところで、ここにも書かれている景観・自然遺産を眺望出来る場所に特化する必要はないのかというのはどのような事だったでしょうか。</p> <p>A 委員： これはですね、眺望ゾーンもそうなのですけれども、眺望ポイントそれから眺望ゾーン、景観・自然遺産を望む場所について指定しましょうという素案なのです。良い景観が望めるポイントというのは、そこに景観・自然遺産でなくても、何の指定も受けていないような所でも、ある一定の広さを眺めたら綺麗だとか、そういった場所は色々あり、そういう所というのは、この素案で行けば、指定されない事になります。ですから、何も景観・自然遺産を望む場所だけでなく、良い景観の場所は指定しても良いのではないのか、というのがリーダー会議での話だったと思います。</p> <p>会 長： これでいうとそうですね。1. 市長は良好な景観を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定することができるという事ですから、景観・自然遺産を眺望できる場所に特化する必要はないというご意見です。微妙な言葉の表現というか言い回しですけれども、わかりますか。景観・自然遺産以外の所はどうなのかという事です。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>B 委員： 散策路なんてそうですよね。この一帯がそうだというゾーンという言葉があるのでしょうか、広域に渡るという意味で。今、尾瀬の散策路や野付半島のトドワラのようなものを思い出したのですが、きっと散策路自体が眺望ゾーンとなるのでしょうか。話題が反れたかもしれませんが。</p> <p>会 長： 景観・自然遺産以外でもそういった所が沢山ありそうですね。</p> <p>B 委員： こういう部分はC委員が詳しいのではないのでしょうか。</p> <p>C 委員： 私は曖昧な所も取っておいて良いのではと思うのですが、きっちりここは綺麗なポイントだからと、しゃにむに指定するのではなくて、良いのではないかみたいな曖昧な所をいっぱい残してもかまわないと思います。</p> <p>会 長： 幅を持って残した方が良いのではないかという事ですね。</p> <p>C 委員： 全部指定する必要は全く無いと思います。例えばですね、良い景観だと誰もが納得するという場所は何カ所かあると思うので、その基準は後で別に定めるという事で、それ以外にもやはり個人的にここが綺麗だとか結構あると思います。それをがちがちに何もかも目を皿のようにして私は全部指定しなくて良いと思うのです。</p> <p>B 委員： 幼稚な意見かもしれませんが、よく峠なんか行ったら、展望台等にここからの眺めみたいな説明の看板とかが必ずありますよね。また名所には簡単な略図みたいなのがあって、ここは何池です、ここは何山ですというように。こういうふうに条例で指定した場合には、そういう事も必要になってくるのでしょうか。C委員が話したように広い地域であれば、この地域という言い方もするのでしょうか。保護樹が次に出ていますけれども、そしたらその説明がいるのでしょうか。そういうのは条例に盛るのではなくて、施行規則等に盛るのでしょうか。指定は簡単けれども、その後周知するというのが非常に難しいと思っていて。また横道に反れたかもしれませんが。</p> <p>会 長： いいえ、反れていませんよ。その周知は必要ですし、そのための色々な策を考えなければならないですよ。</p> <p>B 委員： いやこれは追々考えて行けば良いと思います。私は勝手に話しているので、そう重く考えなくても良いです。</p> <p>会 長： 今の意見や※印の部分を考慮すると、少し変わりますね。</p> <p>A 委員： すでにリーダー会議修正案の1項目では、素案の条文の中から景観・自然遺産を眺望することが出来る場所のうちという言葉は除いていますので、※印の意見を取り入れて修正案の1項として提示しているのです。</p> <p>会 長： 1項目からは景観・自然遺産という言葉が取れていますか。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>A 委員： 素案では景観・自然遺産を眺望することが出来る場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定するとなっています。リーダー会議修正案の1項としては、市長は良好な景観を眺望する事が出来る場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定することが出来るという事ですから、修正案の方では「景観・自然遺産を眺望できる事が出来る場所のうち」という言葉をすでに抜いています。</p> <p>会 長： 良好な景観を眺望する事の出来る場所というふうに謳っていますから、「景観・自然遺産」という言葉は無いのですね。微妙な違いですがわかりますか。第12条眺望ポイントの黒字の部分の最初の原案では「市長は、景観資源の活用を図るため、景観・自然遺産を眺望することができる場所のうち」という部分の、この「景観・自然遺産」という部分がリーダー会議修正案の中では、「良好な景観」を眺望することの出来る場所のうちという事で、景観・自然遺産とは言ってないのです。皆さんどうでしょうか。景観・自然遺産に限らず、良いものを指定しようということなので、眺望ポイントというところが幅広く出て来るかも知れないですね。皆さんが良いという様々な所も審議会等で定める基準により、認定されるという事になります。</p> <p>D 委員： 今さらと言われるかもしれませんが、私は解らないからお聞きするのですが、廃屋等がそこにあつたら、この条例には関係ないのでしょうか。景観というと、見た目だけでなく、それが環境の部分まで深く関わってくる様な事柄であるというように最初から頭にあつたので、時々変な質問をしたり、変な事を言ってしまったのです。</p> <p>会 長： 環境の条例と重複するという部分もあると思います。</p> <p>D 委員： あの廃屋が無ければ、ここはとても良い場所だと言える所が結構ありますね。廃棄物や車の残骸が沢山置いてあり、それは一体どうするのだろうと考えたら、この条例に入れるべきかどうか迷うと思います。</p> <p>事 務 局： 今の意見は大事な意見だと思います。自治推進委員会の案の方には明確に謳ってませんが、廃屋等の景観を阻害するような建物をどうしようとか、そういった事は意見として必要だと思います。</p> <p>D 委員： 景観を良くしようと進めているのに、車の残骸等を沢山置いている所は景観を阻害するから、そういった場合は一体どうするのだろうかと思いました。</p> <p>事 務 局： 環境基本条例は、環境という大きな括り方をしており、景観あるいは緑化も環境という大きな括りの中の一つかと思います。景観と緑化に特化した条例で進めているので、景観を阻害するような廃屋等の事を議論するという事は必要だと思います。環境基本条例では、そのような事は具体的に謳っていなかったと思います。</p> <p>D 委員： 話を広げてしまったら多分きりがないと思います。ポイ捨て等も景観を損ね</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>るものでしょうから。</p> <p>事務局：ポイ捨てに関する条例（登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例）は別にあります。</p> <p>E 委員：財産が絡む問題もあると思います。</p> <p>F 委員：景観を著しく損なうものに対して、条例で何らかの規制が出来ないのかという事ですね。この条例を作る目的は、そういうところもあると思いますので、謳えるのなら謳ったほうが良いかも知れません。</p> <p>B 委員：廃屋は先程どなたか言っていた個人の財産の問題と絡むのですが、車やタイヤを積んだりですとか、そういう非常に景観を害する事に関しては、今日出された資料の中にも市民等の責務という部分で、協力等そういう言葉も出てきたりするのですよね。そういう形で規制や勧告が出来そうな気がするのですが。おそらく古い車を積んだりするのは事業者だと思いますので。</p> <p>D 委員：室蘭市でも最近ありましたね。強制的に市で税金を使って処分するような事が。</p> <p>B 委員：鷺別川沿いでも美園町付近は、なぜ捨てた車があるのですかと警察に言うと、それは個人の財産で個人が置いてあるものだから、例え警察でも処理出来ないと言ってました。そういうような縛りがあるのです。でもまとめて積んであるのは事業者の方だと思うので、なんとか出来そうな気がするのですが。</p> <p>会 長：そういった事を謳うような方向で考えてみてはどうでしょうか。</p> <p>A 委員：他市の条例を見ますと、そういった堆積物とか廃屋に対しては、景観を阻害する場合に職員の立入調査権を謳っている条例が結構あります。ひとつ問題なのは、どれだけ効力があるかです。委任条例にするのか自主条例にするのかという選択肢が深く関わってくると思うのですけれども、条例で謳えない事はないとは思いますが。</p> <p>D 委員：はっきり定めてしまわないといつまでも捨ててある車ですとか、古い廃屋が残ってしまう事になると思います。</p> <p>C 委員：私が景観や眺望ポイントに持っているイメージは美しい眺めなのです。廃屋にしろ、廃材にしろ、それを阻害するものなのです。取り寄せてもらった真鶴かどこかの条例に書いてあるのですけれども、景観は美しい眺めであると、そういう事がきちんと書かれてあって、それに対して不適切なものはこのように対処すると載っています。今、A委員がおっしゃったように、法的な拘束力、それがまだ整っていないというのが現状ではないかと思います。</p> <p>会 長：思いとしては皆さん同じですね。どこまで出来るのですかというのは難しい</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>問題でわからない所がありますけれど、そのためにこういう条例を整備しましょうという事なのですから、もうちょっと考えて行きながら進めてもらいたいという事ですね。この条例の方向性について、そういう貴重なご意見を頂いたという事で議事録に残します。貴重なご意見等をありがとうございます。よろしいですかそういう事で。それでは第13条保護樹の指定に進みます。これも同じように、ここでは※印で指定後の管理等についても、追加記載したほうが良いのではないかとこの後に第17条保全等の措置が出てくるので、そこで追加記載した方が良いという意見もありましたので、この部分はそちらの方に行ってから、皆さんのご意見を聞きたいと思えます。第10条、第11条、第12条、第13条までよろしいでしょうか。それで第13条に管理等も追加記載した方が良いのではというのは第17条に関連しますので、この部分は残しておきます。これで前回の第13回の検討資料分が終わりましたので、第14回の検討資料に行きます。よろしいでしょうか。それでは第2節保全・育成のための措置という事で、リーダー会議の意見として※印として書いていますが、「前出の関係条文へ付け加える形で、移行したほうが分かりやすいのではないか。」という事で第10条へ移行しました。それぞれの所に追加する形で載せて行くという形です。見出しをどうするかという問題もありますが。ちなみに第17条も景観・自然遺産、眺望ゾーン、保護樹、モデル地区といった、それぞれの条文の所に付記していく方が、見やすくてわかりやすいものになるのではないかとこの事でまとめています。</p> <p>B 委員： 同じ文章の繰り返しになるから、まとめた方が良いでしょうね。リーダー会議で出たように、眺望等の項目ごとに同じ文言が出て来ますから。</p> <p>会長： それなら、景観の認定から保護まで一つの流れにするのは、どうでしょうかという事ですね。認定するだけじゃなくて、解除も含めて、それを保全・保護するためにはどうしたら良いのか、という部分も必要になるという事です。また、リーダー会議修正案では、第15条及び第16条は削除し、第18条の(市の責務)の条文に景観・緑化プランの策定について盛り込んではどうかという事と、第9条の(推進会議の設置)の条文の中で、第3項の次に「推進会議は、景観・緑化プランに定める事項について、市長に提案することができる。」という項目を付け加えてはどうか、という事です。これにより、ここの第2節の部分は全て他の関係条文へ移行する形になってしまうという事です。皆さんどうでしょうか。全体が出来上がると多分見えてくると思えますので、とりあえずこのようにまとめさせていただきます。それでは、第3節全ての方が責任を持つというところに進みます。リーダー会議修正案では、市民等の責務の他に、事業者の責務・市の責務・来訪者の協力等を新たに加えております。市民等という色々含まれている中で、より分かり易く表現するため追加した項目であり、「来訪者に対し自らが取り組む良好な景観と豊かなみどりづくりについて、理解と協力を求めることができる」としてありますが、来訪者に対して優しく促すという事でもあります。これはやはり登別市が観光地であるという事で、ある意味、登別らしいものだと思います。市民等の責務・事業者の責務・市の責務・来訪者の協力等という事で、これで全ての方が責任を持つという事になるわけですが、どうでしょうか。色々配慮しながら分けたつもりですが、よろ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>しいでしょうか。また出来上がった時点で、もう一度見て頂ければよろしいか と思います。それでは、公共施設の先導的实施という事で、第19条に進みます。 この部分で出たご意見としては、公共施設を整備する場合は、審議会に 景観や緑化に関して意見を聞かなければならないとあるが、頻繁に聞けるもの ではない。細かい部分は聞かないでやっても問題ないと思う。というものでし た。リーダー会議修正案は、第2項の条文に「必要に応じ」という文言を加え、 皆さんのご意見を反映させたのですが、どうでしょうか。例えば、自分の身近 な公園等を整備する場合でも、意見も聞かないといけないという事になってい ますので、「必要に応じ」という文言を入れ、ある程度、幅を持たせたという 事です。よろしいでしょうか。それでは、第20条の地区計画の活用に進みます。 ここでの皆さんのご意見としては、都市計画に関するものや緑地協定、市 民緑地は条例の中で活用していく事で良いという意見です。リーダー会議修正 案は、「市長は、良好な景観と豊かなみどりづくりを効果的に推進するため、 景観法、都市計画法、都市緑地法等の関係法令等に基づく諸制度の活用を図る など、関係法令等との横断的な連携を図るよう努めなければならない。」とし て、第6条に含めて記載したほうが良いのではないかと。よって、第20条及び 第21条は削除しても良いのではないかと、という事ではありますが、他条例との 連携という部分で、どのようなお話でしたでしょうか。</p> <p>A 委員： 第6条については、前回か前々回の会議の中で、リーダー会議修正案の中に、 具体的に景観法や都市計画法という文言が入っているので、第20条・第21 条は余分だね、というご意見を皆さんからも頂いていたように思います。</p> <p>会 長： 素案では、「関係する法律・条例・その他規則等」となっており、具体性が 無いという事でしたので、「景観法・都市計画法・都市緑地法等の関連法に基 づく諸制度の活用を図るなど、関係法令等との横断的な連携を図るよう努めな なければならない。」と明記する事で、具体の関係法令を記述し、一体的な活用 について表現しています。当初、皆さんからシンプルにするよう言われ、少し ずつ盛り込めるものは盛り込み、削れるところは削るという作業を行っていま すので、ただ削除している訳ではないという事を理解して頂きたいと思いま す。どうでしょうか。それでは、第22条啓蒙活動に進みます。まずグルー プ長会議では、啓蒙や啓発という言葉は差別的な言葉に含まれるのではないかと、 今は使われなくなっているのでは表現を変えたほうが良いのでは、という意見や 子供たちだけに特化して良いのかという意見が出ています。皆さんのご意見と しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちに啓蒙するとなっても、直接行うのは難しい。3、4年生の郷土学 習の中で、登別の自然や景観を守る意識を高める内容を盛り込んだ副読本を つくり、授業で活用するという事が啓蒙活動のひとつとして考えられる。 ・子供たちが自分の郷土についての色々な認識を持てるようになる。 ・学校のほうで啓蒙という言葉が無くなっている訳ではないが、啓発という表 現のほうが多いと思う。 ・社会科の副読本という性格から言うと、たくさんの資料をそこに入れるのは 難しい。登別オリジナルの自然を紹介するという場面は少ないので、一部に
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>登別の良いところを紹介するというのは、今後は可能だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉の部分で、普及や高揚など、色々な言葉があったと思う。 <p>と言ったご意見を頂きましたので、これを踏まえて作成したリーダー会議修正案を読んでいきます。</p> <p>(知識の普及等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市民等の景観形成・緑化推進に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・市長は、次代を担う子どもたちに対して、景観形成・緑化推進に関する教育を行うよう努めなければならない。 <p>というふうにしてみました。子供たちという部分は、これまでの皆様のご意見の中で結構ウエートが大きかったと思います。ただ、子供たちだけに背負わせて良いのかというご意見もありましたので、一応2項目に分けた形にしてみました。子供たちにだけ啓蒙という、大人はどうなるのだという事で、市民等に対して知識の普及及び意識の高揚を図る、という言葉で表現したことや、当初から子供たちという思いがありましたので、次代を担う子どもたちに対して教育を行う、という事で表現させてもらいました。これで皆さんの思いが少しでも酌めたかと思うのですが、どうでしょうか。</p> <p>B 委員： 大変良いと思います。前文のところでは、次世代へという言葉で書かれていますから、ここで特に子どもを強調したのは、良いと思います。</p> <p>会長： 第22条は「知識の普及等」という事で、このようにまとめさせていただきます。それでは引き続き、第23条の情報の発信に進みます。まずは皆さんから出て来た意見を読みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市域」という言葉が出てくるが、あまり馴染みの無い言葉である。訪れる人への情報の発信はイメージしづらい。 ・グリーンデータバンクの周知には市広報紙を利用した。眺望ポイントが指定されたら、広報紙や市ホームページで写真や映像の発信ができる。 ・観光パンフレットを置く場所を学校、郵便局、銀行など、もっと増やせばよい。 ・第23条の第2項の積極的にという部分は、第1項にも付けるか、両方に付けるか、どちらかにしたほうが良い。 ・市長は、色々な地域に出張した時、登別の宣伝をしてくるようだが、情報を外に発信するという事も含まれるのでは。 ・グループ長会議では、市が情報を発信するには、調査研究や資料収集があって初めて発信できるので、市の責務などに調査研究なども入れてはどうかという話が出た。 <p>という事でしたので、リーダー会議修正案としてこのようにしてみました。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>(情報の発信)</p> <p>1 市長は、市民等及び事業者に対し、良好な景観と豊かなみどりづくりに関する情報の発信に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、観光振興に資するため、景観・自然遺産の認定や眺望ポイントの指定等を行った場合には、その情報を広く発信するよう努めるものとする。</p> <p>最初の意見の「市域」という言葉はあまり馴染みが無いという事などもあり、第1項の「市域を訪れる人々に対し」という部分を削除し、「市民等及び事業者に対し」という事にしております。第2項については、微妙に言い回しを変え、最後の部分の「積極的にその情報の発信に努めなければならない」を「その情報を広く発信するよう努めるものとする」と変えております。それから、第1項で「市民等及び事業者に対し」とありますが、この様に「市民等」と「事業者」を敢えて分けた理由は何かありましたでしょうか。リーダー会議ではどのようなお話でしたでしょうか。</p> <p>A 委員： これは、用語の定義の部分ですけど、前回会議資料7ページの用語の定義、第3条第1項第3号の部分です。素案では、事業主・設計者・施工者等というようになっております。用語の定義については、まだきちっと済ませてないので、「市民」という場合と「市民等」という場合など、後でずれのないようにきちっと定義をしなければなりません。</p> <p>B 委員： すいません、私が聞き間違えていたかも知らないのですが、今のリーダー会議修正案の第2項のところ、自然遺産の認定と書いているのですが、確か前回の会議では全て指定にすると話しているのですが、前回会議資料12ページにそう書いてありますし、今の部分も指定という言葉とすべきではないかと思えます。</p> <p>会 長： 「市長は、観光振興に資するため、景観・自然遺産の認定」の認定を指定とすべきではないかという事ですね。よろしいでしょうか。</p> <p>D 委員： 使い分けてもいいと思います。前回の会議資料の12ページの素案の部分に、「市長は、景観・自然遺産を認定したときは」とありますし、これは指定するものではないと思います。統一しないで、ケースバイケースで使い分けても構わないと思います。</p> <p>会 長： 前回の会議では、「指定」と「認定」を「指定」に統一したほうが良いという事でしたね。どういう意味で使い分けているのでしょうか。</p> <p>B 委員： 前回の会議資料の12ページに、「景観・自然遺産の指定」では、やはり「市長は」で始まっているのですよね。それで今、話題となっている2項目も「市長は」で始まっているので、どうかと思ったところです。</p> <p>会 長： 指定と認定の言葉の意味がどういったものなのかという事ですね。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>C 委員： 言葉のニュアンスかと思うのですが、私はリーダー会議に出席してないので分からないのですが、「指定」というのは自らが決める事ですよね。「認定」というのは、誰かが協議したものを良いですよと認める事だと思いますので、自分が決める事ではないかと思います。その違いをどう使い分けしたのかは分かりませんが。</p> <p>B 委員： きっと、考えが有つての事だと思います。別に、使い分ける事を駄目だという事はないのですが。</p> <p>D 委員： 統一する必要はないですよ。</p> <p>B 委員： 前回の資料に「認定」という表現を「指定」に統一したほうが良いのではないかという※印で書かれたところがあったはずです。</p> <p>事務局： 単純に言葉の意味を調べてみました。「認定」というのが、資格・事実などの有無、事柄の当否、当てはまっているかどうかを判明して決める事、要するに合格と認定するなど、そういった意味合いで使うということと、もうひとつの認定の使い方としては、国・地方公共団体などの行政機関が各種の事柄の存否・当否などを判断して決定する事となっています。例えとしては、事務上の過失と認定される。要するに、アリバイ等の色々な証拠を考慮して、事務上の過失と認定する、そういった事で使います。ちょっと分かりづらいですけど。「指定」というのは、人や時や事物などを特にそれと指して決める事で、例えばこれは、指定の時刻とか約束の場所を指定するとか、そういった場合に使われるという事です。もう一つ「指定」は、行政官庁が法令によって特定の資格を与える事という意味があります。例として、国定公園に指定する、という使い方があります。今回の場合は、国定公園に指定する、という意味合いに近いのかなと思います。</p> <p>B 委員： そういう意味があるのを私は分からないで話していましたので、統一するのであれば、指定の方が良いという事ですね。</p> <p>事務局： そうですね、モデル地区の指定であるとか保存樹の指定あるいは眺望ポイントの指定、と使っておりますので、指定で統一して良いような気がしますが、皆さんの思いはどうなのかなと思います。</p> <p>B 委員： 認定というのは、認めるけれども後は知りませんよ、という感じがしますね。指定の場合は、後の事も責任を持たなければならない、という感じはしますけど。</p> <p>会長： 統一しなくても良いけれど、意味合いを考えて使い分けしなければならないという事ですね。まとめるときに、また読み直すという事でよろしいでしょうか。それでは、続きまして第24条国等が行う事業です。まずは、この部分について出た意見を読んで行きます。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ長会議では、国若しくはその他の地方公共団体が市に対して、協議や意見を求めてくる場合があるのか、どのような時にどのような求められ方をするのかという話になった。 ・意見等を限定すると場面が具体的になり、それしかないという事になるので、余分な部分を省き、この部分で一番言いたいと思われる審議会の意見を尊重するように努めなければならない、というフレーズを大切に、協議若しくは意見を求められた場合回答するように、という辺りがもう少し整理されても良いのでは。 ・他の条例をみると、国への要請あるいは国または地方公共団体への要請という項目を設けて、景観づくりに関して必要がある場合には協力を要請するものとする、または事業について配慮するよう要請するという条文が多い。全ての人が責任を持つという責務の欄なので、市が国等に対し協力を要請するという条文のほうが良いのでは。 ・国で全てお膳立てして、決まってから自治体や住民に下りるといったようなパターンが多いので、第24条は市が責任を持って国や道等に対して配慮を求めるといった文章を付けたほうが良い。 <p>というご意見を頂きまして、リーダー会議修正案を次のようにまとめました。</p> <p>(国等に対する協力の要請)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、景観形成・緑化推進について協力を要請するものとする。 2 市長は、国又は他の地方公共団体が行う事業について、協議又は意見を求められた場合は、必要に応じ審議会に意見を聴き回答するものとする。 <p>というふうにまとめてみました。その他の地方公共団体というのは道とは限られないのですか。リーダー会議ではどのようなお話があったのでしょうか。</p> <p>A 委員： ここはかなり時間が掛かったというのが率直な感想です。素案の第24条の、国若しくはその他の地方公共団体から協議若しくは意見を求められる場合というのは、どういう場合があるのかという事で、非常に時間が掛かったという記憶があります。もしそういう事があったとしても、修正案の2項目に盛り込んでいるわけだから、対応は出来ると思います。</p> <p>会 長： 素案では、市長は、国若しくはその他の地方公共団体が行う事業（以下、「国等が行う事業」という。）について、協議若しくは意見を求められた場合は、審議会の意見を尊重して回答するよう努めなければならない。となっております。この修正案は、こちら側から積極的に意見を出して行きましょうという文章です。受け身ではありませんという事です。</p> <p>B 委員： 修正案の方が市長の積極的姿勢がまず第1項に盛り込まれていると思います。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 国のいう事は全部聞かなければならないではなくて、こちらから敢えて逆に物を申すという積極的姿勢を出しています。そして2項目には、意見を求められたときは、審議会に聞きますという事になっています。敢えて2つに分けて、最初は我々から行動するという内容です。非常に素晴らしい事だと思います。</p> <p>B 委員： 国とか他の地方公共団体からというので思い出したのですが、札幌の冬季オリンピックで恵庭岳にアルペンスキーのコースを造ったのですが、あれは終わったら直ぐ元の形に戻すという条件でコースを造り、今はもうほとんど戻っています。こういうとき位しかないのではないのでしょうかね。あれは確か国立公園内ですから、千歳市と苫小牧市も関係していたと思います。だから、こういうような時に、他の地方公共団体との関わりがあるのではないかと思ったのですが、滅多にある事ではないと思います。そういう時に対応できる文言が示されているので、良いように思います。</p> <p>会 長： 見出しも、「国等が行う事業」でなくて「国等に対する協力の要請」となっていますね。ここからもう積極的でよろしいという事ですね。</p> <p>B 委員： 積極的な内容でとても良いですね。</p> <p>会 長： ありがとうございます。これで一応リーダー会議でまとめた内容を全て聞いて頂いたので、今日はここまでいたします。次回の会議については、別途ご案内いたします。それでは、貴重な時間を頂きありがとうございました。これで本日の会議を終了します。</p>
-----------------------	--